

平成四年(ワ)第二〇七五号、平成五年(ワ)第二二二五号
公式陳謝等請求事件

原告

ほか七六名

被告 国

書 証 認 不 口 書

平成八年一月一日

被告指定代理人

稲 葉 一 人

山 垣 清 正

阿 多 麻 子

京都地方裁判所 第一民事部 御中

被告は甲号証について、次のとおり認否する。

甲号証番号	書証の標目	認否の別
A第一	航空禁止爆発物処 理ノ件	原本の存在及び成立を認める。
A第二	八月二四日以後航 海中諸注意ノ件	原本の存在及び成立を認める。
A第三	大海令第五二号（ 復刻版）	原本の存在及び成立を認める。
A第四の一	「引揚援護の記録」	書き込み部分は不知、その余は原本の存

A第四の一	「第一章引揚の 開始（抜粋）」	在及び成立を認める。
A第四の二	「引揚援護の記録」 （第二章引揚の 機構（抜粋）」	書き込み部分は不知、その余は原本の存 在及び成立を認める。
A第四の三	「引揚援護の記録」 （第七章送出援 護（抜粋）」	書き込み部分は不知、その余は原本の存 在及び成立を認める。
A第四の四	「引揚援護の記録」 （第八章地方引 揚局（抜粋）」	書き込み部分は不知、その余は原本の存 在及び成立を認める。

A 第五

「続・引揚援護の記録」(第八章遺族援護と「旧軍人」恩給の進達業務)

原本の存在及び成立を認める。